



基本理念3

“活力を創造する” 葉山

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑬ 土地利用

【将来像】 自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージが保たれている

基本施策 30 地域特性を生かしたまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 地域の特性や地域住民のニーズに応じたまちづくりが推進されています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
地域まちづくり推進協議会* の認定数	5 団体	6 団体	
地域における土地利用規制の 満足度	54.4%	60%	町民アンケート

現状と課題

- 地域まちづくり推進協議会の認定数については、町民のご理解ご協力により、めざそう値 5 団体を達成しました。今後も引き続き、地域まちづくりへの住民参加を推進していきます。
- 平成 28 年 1 月に改定された「葉山町都市計画マスタープラン」内の地域づくりの方針に従い、「海岸地域」「山手地域」「緑陰地域」の 3 地区それぞれの特性に合わせた発展と秩序ある整備を進めていく必要があります。
- 協働によるまちづくりの推進、開発事業の手続き、紛争の調整を柱とする「葉山町まちづくり条例」を施行し、これまでも運用上生じた課題に応じて規則の改正等により対応してきましたが、今後も関係各課と連携のうえ、より良い条例となるよう研究を進めます。
- 青い海や緑豊かな丘陵など四季折々に美しい変化を見せる自然景観、文化的な魅力を象徴する住宅景観や交流景観の保全に努めています。今後も、「葉山町景観計画」に基づき、葉山らしい景観の維持・保全に努める必要があります。
- 高齢者や障害者の社会参加などが進む中で、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりについて研究を進めます。

基本方針

- 町民と協働で、都市計画や景観形成の新しいルール・計画づくりを進め、その計画に沿いながら、地域住民のニーズに応じた取り組みを推進します。

具体的な取り組み

単位施策	30 - 01	地域特性に沿った土地利用の誘導
------	---------	-----------------

「葉山町都市計画マスタープラン」の方針に従い、町民との協働による地域まちづくりを推進するとともに、開発などが与える周辺環境への配慮についての研究を進めつつ、状況に応じた規則改正等により、まちづくり条例の適正な運用に努めます。

単位施策	30 - 02	良好な景観の形成
------	---------	----------

美しい景観を維持・保全していくため、地域まちづくり推進協議会等の景観形成活動への支援、景観に関する規制誘導の推進に引き続き努めるとともに、屋外広告物の適正な規制誘導や無電柱化を道路管理者や電力会社、その他関係機関に要望するなど、良好な景観を整備・創出するための取り組みを推進します。

単位施策	30 - 03	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
------	---------	---------------------

道路や公共施設など、公共空間のユニバーサルデザインについて研究を進めるとともに、民間施設についても同様に誘導する方策を検討します。

協働でできること

- 町は、都市計画、土地利用規制、景観形成に関する取り組みなど、地域レベルのまちづくりへの町民の主体的な参画・協力を促します。
- 町は、地域まちづくりを推進するため、町内（自治）会等と協働で地域まちづくり推進協議会の設立に向けて取り組むとともに、推進協議会の活動を支援します。

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

【将来像】 やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策 31 魅力ある公園の創出

基本施策がめざす姿

- 地域住民のニーズにあった公園の利用方法や維持管理が行われ、多くの人から高い満足感が得られています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
地域の身近な公園に関する満足度	40.4%	50%	町民アンケート
公園整備計画の策定	-	策定	

現状と課題

- 町内には都市公園が7か所、児童遊園などの公園が62か所あり、一人当たりの公園数は県内で群を抜いて高い水準になっていますが、狭小な公園や施設が少ない公園も多く、地域による公園数の偏りもあり、身近な公園に関する満足度がめざそう値に到達しない原因となっています。
- 公園は、憩いの場としてだけでなく、町民活動の場や災害時の一時的な避難場所をはじめ様々な機能を有していることから、特色を生かした公園整備について検討する必要があります。検討に際しては、利用者によって公園へのニーズが異なることから、町内（自治）会等を窓口地域住民の要望を把握するとともに、必要に応じて管理協定の締結団体を増やし、細やかな公園管理を実施していかなければなりません。
- 公共施設の再整備等を実施するなかで、限られた財源を効率よく活用するため、公園の整備計画を作成し、利用頻度の低い公園については、その他の用途での活用や統廃合も検討していきます。
- 障害のある人もない人も、誰もが共に楽しめる公園づくりについて研究を進める必要があります。

基本方針

- 公園の整備・維持管理を計画的に進めるとともに、自然や緑を身近に感じることができ
る生活空間の創出に向けた取り組みを住民との協働により推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策	31 - 01	地域のニーズに即した公園の創出
------	---------	-----------------

町内の公園について、多様な年代層の地域住民が理想とするあり方を把握するため、町内（自治）会等を窓口に関心のある地域住民のニーズを汲み上げるだけでなく、町広報やホームページ、SNS*などを利用した情報収集についても検討を進めます。

また、町は、管理する公園の適切な維持管理に努めるとともに、合意形成が図られた地区では、地域住民との意見交換などを通じて、協働による維持管理のルールづくりを引き続き推進します。

協働でできること

- 町は、町民が地域の身近な公園のあり方を話し合う場に積極的に参画するよう促します。
- 町は、身近な公園を地域コミュニティの基盤として位置づけ、アダプトプログラム*などの手法を活用することにより、町民とともに主体的な利用や維持管理に取り組みます。



南郷上ノ山公園

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

[将来像] やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策 32 水辺環境の整備促進

基本施策がめざす姿

- 水辺環境の安全性が確保され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
河川の整備に対する満足度	39.1%	45%	町民アンケート

現状と課題

- 河川の整備に対する満足度については、関係機関との連携により目指そう値を達成しました。今後も引き続き水辺環境の整備促進に努めます。
- 町内を流れる主要な河川である下山川と森戸川は、それぞれ河口から2kmの区間が県の管理する二級河川で、その護岸整備はおおむね完了しています。
- 町が管理している水路は、法定外公共物^{*}等として管理しています。
- 近年、大規模化・多発化する自然災害の状況を踏まえたさらなる安全性の向上や、自然環境等に配慮した川づくりに努めていく必要があります。

基本方針

- 水辺環境の治水性の向上や自然環境等に配慮した川づくりを図っていきます。

具体的な取り組み

単位施策	32 - 01	河川の治水性の向上や自然環境等に配慮した川づくり
------	---------	--------------------------

河川・水路内の出水期前のパトロールを実施し、堆積物の除去や護岸の樹木伐採を実施するとともに、水路の氾濫防止対策を県とともに推進し、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した川づくりを進めます。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体との協働により、河川の清掃等の取り組みや不法投棄等の情報連絡の強化を推進します。



下山川支流 前田川



下山川

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑮ 道路環境

【将来像】 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策 33 計画的な幹線道路の整備

基本施策がめざす姿

○ 都市計画道路の整備が、都市計画決定に即して着実に進んでいます。

まちづくり指標

指標名	現状値 (令和元年度)	めざそう値 (令和6年度)	備考
都市計画道路整備率 (事業主体：葉山町)	80%	85%	整備済延長/計画延長
都市計画道路の未着手区間の 延長	1,245m	1,010m	

現状と課題

- 町の道路の体系は、国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山線）、県道 207 号（森戸海岸線）、県道 311 号（鎌倉葉山線）、県道 217 号（逗子葉山横須賀線・三浦半島中央道路）、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。
- 都市計画道路は、人口増加、交通量の増大や市街地の拡大等、都市の成長を前提として計画され、これまで着実に整備を進めてきました。前期計画期間中には、一色下山口線の一部について整備を実施したほか、向原森戸線の一部についても予定路線用地の一部を取得しています。
- 都市計画決定されてから長い年月が経過しているにもかかわらず未着手となっている路線・区画もあり、計画に基づいた路線整備を進めていく必要があります。その一方で、町では平成 26 年 3 月に「都市計画道路の見直し方針」を策定し、平成 27 年 3 月には同指針に基づき 1 路線を廃止しています。今後も町を取り巻く情勢の変化を注視し、必要に応じて地域の実情に合わせた見直しを図る必要があります。
- 幹線道路の歩道部分が狭く、また電柱等により歩行者の通行に支障が出ている箇所もあり、改善が求められています。

基本方針

- 町内の都市計画道路の整備計画を策定し、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。

具体的な取り組み

単位施策	33 - 01	都市計画道路の計画的な整備
------	---------	---------------

財政状況を考慮しながら、都市計画道路の具体的な整備に向けた検討を行い着実な整備を進めます。

また、民間の土地利用に伴い、まちづくり条例を運用する中で、都市計画道路の計画路線上の事前相談・申請等を行う事業者に対して、計画路線の用地の提供や、まちづくり条例に基づく道路の拡幅整備等を指導し、路線の整備に努めます。

単位施策	33 - 02	幹線道路の歩道空間の確保
------	---------	--------------

幹線道路の歩道空間を確保するため、拡幅や無電柱化等を道路管理者・電力会社・その他関係機関に要望します。



都市計画道路（五ツ合森戸線）



都市計画道路（下山橋日影線）